

土砂災害の防止対策について

【内容】

「わかやま土砂災害マップ」に載っている、急傾斜地崩壊危険箇所への対策をお願いします。

【回答】

田辺市には、高度経済成長期に宅地開発により造成された土地や、以前より山間地の斜面や平地に建てられた家屋など、急傾斜地崩壊危険箇所とされているところが、約 3,000 箇所あります。このような急傾斜地で危険な箇所の崩壊対策としましては、県事業の急傾斜地崩壊対策事業があります。急傾斜地崩壊対策事業については、採択基準や地元負担金として、事業費の 5%を負担いただくことなど、いくつかの要件がありますが、事業の要望箇所については、地元町内会で取りまとめいただき、市から県へ申請し、県で事業着手という手続となります。

つきましては、危険箇所の対策工事については、地元町内会を通じて申請いただきますようよろしくお願いいたします。

(担当：防災対策室)